

## 合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1. 合併市町村等に対する財政措置等について

- (1) 合併市町村における普通交付税については、地域の実情を的確に反映した算定となるよう、地方交付税制度の見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置については、特例措置の期間の延長や行政運営の実態に即した交付税算定を行うなど、合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るための事業が実施できるようにすること。
- (3) 市町村合併等により不要となった公共施設の統廃合を進展させるため、施設の解体撤去費用について、財政措置を講じること。

### 2. 合併特例債について

- (1) 公共施設の維持補修等地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう充当範囲の拡大を図るとともに、合併特例債の所要額を確保すること。  
また、合併特例債により造成した基金の取崩し及び取り崩した基金の活用については、合併団体の財政需要に応じた柔軟な対応を図ること。
- (2) 合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置について、所要額を確保するなど、適切な措置を講じること。